

1 はじめに

地域農業振興上、重要な野菜の価格が低落し一定基準額以下になった場合、生産者、JA、経済連、市町村、県、国が積立てた資金を財源として生産者に補給金として交付する事業です。

2 対象品目

対象となる野菜は、次の通りです。 は、鹿児島県加入品目・品種

特定等
指定野菜
14
品目

キャベツ（春・夏秋・冬）、きゅうり（夏秋・冬春）、
さといも（秋冬）、だいこん（春・夏・秋冬）、たまねぎ、
トマト（夏秋・冬春）、なす（夏秋・冬春）、
にんじん（春夏・秋・冬）、ねぎ（春・夏・秋冬）、
はくさい（春・夏・秋冬）、ばれいしょ、ピーマン（夏秋・冬春）、
ほうれんそう、レタス（春・夏秋・冬）

は、鹿児島県加入品目

特定等
特定野菜
35
品目

アスパラガス、いちご、えだまめ、オクラ、かぶ、かぼちゃ、
カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、
さやいんげん、さやえんどう、ししとうがらし、しゅんぎく、
しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、
ちんげんさい、生しいたけ、にがうり、にら、にんにく、ふき、
ブロッコリー、みずな、みつば、みょうが、メロン、やまのいも、
らっきょう、れんこん、わけぎ

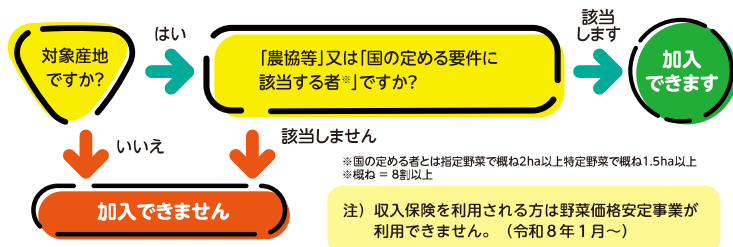
※令和8年度からブロッコリーは、特定等特定野菜から特定等指定野菜になります。

3 産地の要件

面積と出荷に係る産地の要件があります。（野菜の種類によって違いがあります。）
要件が満たされれば、産地の申請を協議し、県知事が選定します。

4 加入要件

産地の要件が満たされれば、予約加入することができます。



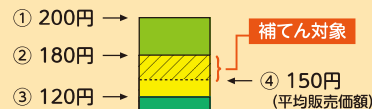
5 価格差補給金

保証基準額と平均販売価額との差額の80%を補てんします。
市場に出荷した野菜の平均販売価額が過去の平均販売価額（80～90%に保証基準額）を
下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんします。

（例）冬春きゅうり
（特定野菜等 指定野菜）
の場合

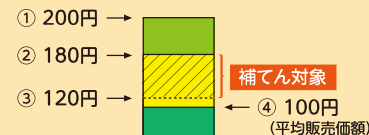
- ① 基準額200円/kg（過去6カ年の平均販売価額）
- ② 保証基準額180円/kg（① 基準額の90%）
- ③ 最低基準額120円/kg（① 基準額の60%）

case 01 保証基準額 ② > 平均販売価額 ④ > 最低基準額 ③



価格差補給金交付単価は
(②180円－④150円)×80%＝24円

case 02 最低基準額 ③ > 平均販売価額 ④



価格差補給金交付単価は
(②180円－③120円)×80%＝48円

平均販売価額とは、本県の特定野菜制度加入産地が出荷し市場で販売された野菜の旬別（ブロック別）
価額をいいます。農家やJA個別の平均価額ではありません。

※特定野菜等特定野菜（対象品目欄参照）の場合、保証基準額は基準額の80%、最低基準額は基準額の55%となります。

6 負担金

国が定める算出基準にもとづき負担金単価は算定され、生産者・
市町村・県・国などは次のような割合で資金を事前に積立てます。

【負担割合】

	生産者等	県	国	合計
特定指定	1/4	1/4	1/2	100
特定特定	1/3 (1/4)	1/3 (1/4)	1/2 (2/4)	100

【生産者等の割合】

	生産者	市町村	JA	経済連
特定指定	14/72	1/72	1/72	2/72
特定特定	7/36 (4/36)	2/36 (2/36)	2/36 (2/36)	1/36 (1/36)

※生産者等とは、生産者、市町村、JA、経済連をいう。

※（ ）は、重要特定野菜（かぼちゃ他）の負担割合

（例）冬春きゅうり
（特定野菜等 指定野菜）
の場合

- ① 基準額180円/kg（過去6カ年の平均販売価額）
- ② 保証基準額162円/kg（① 基準額の90%）
- ③ 最低基準額108円/kg（① 基準額の60%）
- ④ 資金造成単価43円/kg（②-③ ×80%）

生産者の負担金単価

生産者の負担金単価は、次のようになります。

資金造成単価 × 生産者の負担割合 43円/kg × 14/72 = 8.36円/kg
JAを通じて出荷される場合は負担が軽減されます。